

○今治城条例施行規則

平成17年 1 月 16 日

教育委員会規則第43号

改正 平成17年 3 月 31 日 教育委員会規則第72号

平成18年 9 月 29 日 教育委員会規則第 9 号

平成19年 3 月 27 日 教育委員会規則第10号

平成19年 6 月 29 日 教育委員会規則第15号

平成21年 9 月 2 日 教育委員会規則第 5 号

平成23年 4 月 4 日 教育委員会規則第10号

平成26年 3 月 31 日 教育委員会規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、今治城条例（平成17年今治市条例第94号。以下「条例」という。）の施行
に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第 2 条 天守閣、多聞櫓^{やぐら}、武具櫓^{やぐら}、御金櫓^{やぐら}、山里櫓^{やぐら}及び鉄御門^{くろがね}（以下「天守閣等」という。）
の休館日は、12月29日から同月31日までの日とする。ただし、今治市教育委員会（以下「教育
委員会」という。）が、必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を変更するこ
とができる。

(観覧時間及び使用時間)

第 3 条 天守閣等の観覧時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

2 駐車場の使用時間は、次のとおりとする。

(1) 第 1 駐車場 午前 0 時から午後 12 時まで

(2) 第 2 駐車場 午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで

3 前 2 項の規定にかかわらず、教育委員会が必要があると認めるときは、天守閣等の観覧時間
及び駐車場の使用時間を変更することができる。

(使用許可の申請等)

第 4 条 条例第10条第 1 項の規定により使用の許可を受けようとする者は、あらかじめ使用許可
申請書を教育委員会に提出して、使用許可書の交付を受けなければならない。

2 条例第10条第 1 項の規定にかかわらず、天守閣等の使用の許可は、別に定める観覧券の交付
をもってこれに代えるものとする。

3 条例第10条第 1 項の規定にかかわらず、駐車場の使用許可は、入庫時の駐車整理券等の交付
をもってこれに代えるものとする。

(使用許可変更の申請等)

第5条 前条第1項の使用許可書の交付を受けた者は、その許可を受けた内容を変更しようとするときは、使用許可変更申請書を教育委員会に提出して、変更許可書の交付を受けなければならない。

(使用料等の減免)

第6条 市長は、条例第15条の規定により、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料等を減額し、又は免除することができる。

- (1) 学術研究に使用する場合であって、市長が特に必要と認めるとき。
- (2) 今治城の周知に有用であると市長が認めるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

2 使用料等の減額又は免除を受けようとする者は、市長に減免申請書を提出し、減免許可書の交付を受けなければならない。

(使用料等の還付)

第7条 条例第16条ただし書に規定する使用料等の還付は、次の基準によるものとする。

- (1) 市の必要により許可を取り消したとき 還付率 100分の100
- (2) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき 還付率 100分の100
- (3) 使用の中止又は変更の申出をした場合で相当の理由があると認めるとき 還付率 100分の50

(資料等の出品又は寄託)

第8条 資料等の出品又は寄託をしようとする者は、寄託申請書を提出し、教育委員会の承認を受けなければならない。

2 教育委員会が出品物又は寄託物を受領したときは、受領証を交付する。

(申請等の様式)

第9条 次に掲げる様式は、教育委員会が別に定める。

- (1) 使用許可申請書
- (2) 使用許可書
- (3) 使用許可変更申請書
- (4) 変更許可書
- (5) 減免申請書
- (6) 減免許可書
- (7) 寄託申請書
- (8) 受領証

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年1月16日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の今治城条例施行規則（平成15年今治市規則第48号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(読替規定)

3 条例第19条の2の規定により今治城の管理を指定管理者に行わせた場合において、第2条中「今治市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあるのは「指定管理者」と、第3条、第4条及び第5条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えて適用する。

附 則（平成17年3月31日教育委員会規則第72号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日教育委員会規則第9号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月27日教育委員会規則第10号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月29日教育委員会規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の改正規定 今治城条例の一部を改正する条例（平成19年今治市条例第33号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日

(2) 第7条第2項及び第4号様式（その1）の改正規定 平成20年4月1日

附 則（平成21年9月2日教育委員会規則第5号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月4日教育委員会規則第10号）

(施行期日)

1 この規則は、平成23年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条による改正後の今治市河野美術館条例施行規則、第2条による改正後の今治市玉川近

代美術館条例施行規則、第3条による改正後の今治市大三島美術館条例施行規則、第4条による改正後の今治市村上水軍博物館条例施行規則、第5条による改正後の今治城条例施行規則、第6条による改正後の今治市朝倉ふるさと美術古墳館条例施行規則、第7条による改正後の今治市玉川文化交流館条例施行規則、第8条による改正後の今治市大西藤山歴史資料館条例施行規則、第9条による改正後の今治市吉海郷土文化センター条例施行規則、第10条による改正後の今治市伯方ふるさと歴史公園条例施行規則、第11条による改正後の今治市上浦歴史民俗資料館条例施行規則及び第12条の規定による改正後の今治市菊間陶芸館条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係るものについて適用し、同日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月31日教育委員会規則第4号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。